

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年10月19日	南海バス株式会社(法人番号 4120001098852) 代表者鈴木一明	大阪府大阪市中央区難波 5丁目1番60号	泉北	大阪府堺市南区桃山台1丁23番地2	警告	道路運送法第27条第3項	令和2年9月3日に労基通報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)	0	0
令和2年10月23日	株式会社オーティービー(法人番号 3040001076933) 代表者山下泰司	東京都江戸川区一之江八 丁目4番5号	関西営業所	兵庫県神戸市西区枝吉4丁目189	警告	道路運送法第27条第3項	令和2年9月1日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	2	0
令和2年10月12日	みなと観光バス株式会社(法人番号 6140001002604) 代表者松本浩之	兵庫県神戸市東灘区向洋 町東1丁目4	本社	兵庫県神戸市東灘区向洋町東1丁目4	輸送施設の使用停止(10日 車)	道路運送法第27条第3項	令和2年7月13日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	1